

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付（通院に係る移送費）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間、トンネル建設工事現場において振動工具を使用していた。

請求人は、平成○年○月○日、両手のしびれ等を主訴として、A病院に受診したところ「振動障害」（以下「本件疾病」という。）と診断され加療した。請求人は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものと認め、これら給付を支給する旨の処分をした。

請求人によれば、その後、住居地であるB県C町のD病院及びEクリニックに治療や検査の依頼をしたが、両医療機関から治療や検査が不可能な旨の回答があったことから、同年○月○日から居住地に隣接するB県F市のG医院に転医し、通院加療した。

請求人は、平成○年○月○日から同年○月○日までのG医院への通院費（移送費）について、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、通院費用の支給要件に該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争 点

本件の争点は、請求人の療養補償給付（移送費）について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第13条第2項第6号の「移送」として療養上相当と認められる療養の給付の範囲について、厚生労働省労働基準局長は、「移送の取扱いについて」（昭和37年9月18日付け基発第951号。平成20年10月30日付け基発第1030001号により一部改正。以下「通達」という。）を発出しており、当審査会としてもこれを妥当なものとする。

(2) 通達に照らして本件について検討すると、G医院での治療内容はパラフィン浴、低周波等の温熱理学療法であり、一方、監督署長の振動障害の治療の可否に係る照会に対するD病院長の回答からは、同病院において請求人の本件疾病の治療が可能と認められ、決定書理由第2の2の(2)の「結論」のとおり、G医院が請求人の本件疾病の診療に適した最寄りの労災指定医療機関とは認められないものと判断する。

(3) なお、請求代理人は、D病院へ治療、検査を依頼したところ、治療、検査はできないとの答えにやむを得ず、G医院で治療を受けたと主張するが、D病院が治療を断った理由や経緯が明らかでなく、その後も請求人及び請求代理人から具体的な理由や経緯の申立もないのであって、請求代理人の主張を認めるこ

とはできない。

また、請求代理人は、D病院は現在においても長年治療器具を使用しておらず、振動病患者を長年診ていないことから、G医院での治療を認めるべきと主張するが、当審査会としては、上記通達の例外を認める事情とは認めがたく、また、実際の治療内容も一般的な温熱理学療法にすぎないことから、上記判断を左右するものではないと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療補償養給付（移送費）を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。